

重要事項に係る調査依頼書

当社は、当該住戸の区分所有者からの依頼により、宅地建物取引業法第35条第1項第6号及び同法施行規則第16条の定め、平成4年建設省経動発第106号・住管発第5号により、調査対象となる中高層分譲共同住宅（マンション）の取引に係る重要事項について、必要費用を添えて森ビルエステートサービス株式会社に調査を依頼致します。

調査依頼年月日		西暦	年	月	日
宅地建物 取引業者 (依頼者)	免許番号	国土交通大臣・		知事	() 第 号
	会社名				
	所在地	〒			
	依頼者	所属部課：		TEL：	
		氏 名：		FAX：	
調査対象 マンション	マンション名				
	住戸番号	(1枚の依頼書での依頼は1住戸のみ)			
	所在地				
	売却依頼主				
調査項目 (必要な項目にチェックをしてください)					
☐ 重要事項調査報告書発行 (下記の調査項目についての調査・回答)					
☐ 修繕積立金積立総額 (施行規則第16条の2項第6号関係) ☐ 管理費、修繕積立金等の月額 (施行規則第16条の2項第6、7号関係) ☐ 管理組合の金融機関からの借入金 (施行規則第16条の2項第6号関係関連) ☐ 管理費、修繕積立金等の滞納額 (施行規則第16条の2項第6、7号関係) ☐ 共用部分の大規模修繕工事等の実施状況 (建設省経動発106号・住管発第5号関係) ☐ 管理形態 ☐ 管理費等の改定予定 ☐ 大規模修繕工事予定 ☐ 使用細則(ペット飼育/フローリングの規制等) ☐ 耐震診断実施の記録の有無 ☐ 駐車場等の有無・料金・空き状況 ☐ 石綿(アスベスト)の使用に関する記録の有無					
その他関連書類の依頼 (必要な書類名を記入)					
☐ 管理規約・使用細則 ☐ 所有者変更書類 (届出書) ☐ その他 () <u>※長期修繕計画、総会議事録等の管理組合書類は、管理規約に基づき管理組合に申請の上、承認後に閲覧することができます。守秘義務に基づき、森ビルエステートサービス㈱からの開示及び郵送等はありませんので予めご了承ください。</u>					
		備		考	
調査依頼に際しての注意事項					
① 作成手数料・・・調査報告書作成 14,300円(税込) 管理規約コピー 5,500円(税込) ※振込による前払い制とさせていただきます。 ※振込手数料は御社にてご負担ください。					
② 手数料振込先・・・みずほ銀行 新橋支店 普通1307511 森ビルエステートサービス㈱ ※振込票には必ず御社名と依頼するマンションの住戸番号を入力してください。					
③ 受付・・・・・・・・本依頼書と上記手数料の振込票を併せて森ビルエステートサービス㈱へFAXしてください。 ※媒介契約書等の写しも併せてFAXしてください。 FAX番号 03-5575-2025					
		管理会社使用欄			
		発行者 (完了日)		受付者	